介護人材キャリアパス支援事業(小規模事業所資質向上研修)実施要領

1 趣旨

本要領は、栃木県介護人材確保対策事業費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)の 介護人材キャリアパス支援事業(小規模事業所資質向上研修)を実施するにあたり、交付要領 に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

小規模事業所を対象に主に介護職としての資質向上に関する研修や地域において頼りにされる人材を育成するための研修を実施し、地域包括ケアに必要な知識、技能等を有する、より質の高い介護職員を育成することを目的とする。

3 実施主体

(一社)栃木県老人福祉施設協議会とする。

4 補助事業の内容

(1) 補助事業の概要

小規模事業所を対象とした、介護職としての資質向上に関する研修及び地域において頼りにされる人材を育成するための研修の実施に当たり所定額を補助する。

(2)補助の対象範囲

事業の実施に要する次の経費とする。

- ア 報償費
- イ 旅費
- ウ 需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)
- 工 役務費(通信運搬費、広告料、損害保険料)
- オ 手数料及び使用料
- カ その他知事が必要と認める経費
- (3) 補助基準額

278千円以内

(4) 補助率

10/10

5 研修

研修は、県央・県南・県北の各地で各箇所2回、2~3時間程度の研修を実施するものとし、研修実施日時については、介護職員が参加しやすい日程で、会場等の事情に合わせて決定して差し支えない。なお、集合形式での実施が困難であると認められる場合には、オンライン形式での実施も可能とする。

6 提出書類

- (1) 本事業による補助を受けようとする場合は、交付要領第3条に定める書類を提出する。
- (2) 本事業に係る実績報告を行おうとする場合は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、交付要領第7条に定める書類を提出するものとする。

附則

- この要領は、平成29年3月24日から適用する。 附則
- この要領は、令和2年4月1日から適用する。 附則
- この要領は、令和4年4月1日から適用する。